

指定管理施設の取組状況等について

1 各施設の取組状況について

(1) 県立総合リハビリテーションセンター等関連施設

総合リハビリテーションセンター ①～⑥[東広島市西条町田口]	県立松陽寮 [東広島市八本松町米満]	県立福山若草園 [福山市水呑町三新田]
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援機能を有する複合施設として、相談、診断、治療、リハビリテーション、スポーツ・文化活動等、乳幼児から成人までの医療・福祉サービスを提供。 ・高次脳機能センターや医療的ケア児支援センターの指定を受け、相談支援等の施策事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立当初から重度、最重度の知的障害者の入所施設として、運営し、現在は高齢者中心の棟や自閉症、行動障害のある人の生活棟など、障害特性や個々の利用者の状況に応じたきめ細やかなサービスを提供。 ・なお、施設としては、県内最大の定員数：148名を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児・者、発達障害児・者及び重症心身障害児・者などの心身に重い障害のある方に対して、医療、リハビリテーション、療育、生活支援等を行う、入所、通所機能を持つ複合施設としてサービスを提供。 ・発達障害をはじめ、県東部の療育体制の拠点として重要な役割を担う。

(2) 総合リハビリテーションセンター内の各施設

①医療センター	②若草園	③若草療育園
<ul style="list-style-type: none"> ・整形外科を中心に小児科、泌尿器科、神経内科、歯科において、高い専門性を有する障害者医療(外来・入院機能)を提供。 ・高次脳機能障害専門病棟を有し、回復期後のリハビリを提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の肢体不自由児に対して、入所による必要な治療・訓練等を実施。短期入所も行い医療的ケア児を受入れ。児童発達線センター(通所)も実施。 ・県内唯一の親子入園施設を有し、県内の全域から受入れを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児・者に対して、入所による小児科及び整形外科的治療を行い、また、短期入所も実施。 ・入所者の高齢化や機能低下による重症化に対応する看護の専門性・質の向上を高める取り組みを実施。
④わかば療育園	⑤障害者支援施設 あけぼの	⑥スポーツ交流センターおりづる
<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児・者に対して、入所によるリハビリテーション等を行い、また、短期入所も実施。 ・児童発達支援や放課後等デイサービスによる発達障害や重症児への通所療育等を実施。 ・発達障害の外来診療にも力を注ぎ、広島中央圏域で重要な役割を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期病床から在宅移行が困難な高次脳機能障害者、肢体不自由者の入所施設として、家庭復帰等や就職・復職等の目標に応じ、ニーズに沿った支援(生活訓練等)を行い、地域移行を支援。 ・コロナ後も利用人数は減少しているが、地域の医療機関や相談支援事業所等との連携促進し、利用者受入れに取組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターA型施設として、無料または低額な料金で、機能訓練等やスポーツ、文化活動を通じて、障害のある人もない人も共に活動できる場を提供。 ・県パラスポーツ協会と連携し、障害者スポーツ大会に取組む。

※医療型障害児入所施設整備事業(R2～R5)により、わかば療育園の移転統合、若草園・若草療育園を改修し、短期入所定員の拡充による在宅重症心身障害児・者の支援機能の強化、医療機能の集中化による診療体制の強化が図られている。

(3) 県立視覚障害者情報センター及び県立聴覚障害者センター

県立視覚障害者情報センター[広島市東区戸坂千足]	県立聴覚障害者センター [広島市南区皆実町]
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法に基づき設置。 ・点字図書、録音図書、電子書籍の製作や貸出、オンラインサービスの提供。また、点訳・朗読奉仕員等の育成指導や行政機関及び特別支援学校、関係団体との連絡調整。情報発信やイベント開催など交流、社会参加の取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法に基づき設置。 ・字幕、手話付き録画物の製作や貸出、情報伝達機器の貸出。また、意思疎通支援支援者の養成及び派遣の実施や各種相談の対応。HPやSNSによる情報発信、情報提供、イベント開催による交流促進を図る。

2 現在の指定管理期間

- (1) 県立総合リハビリテーションセンター、県立松陽寮、県立福山若草園
第3期：平成28年度から令和7年度(10年間)
- (2) 県立視覚障害者情報センター
第5期：令和3年度から令和7年度(5年間)
- (3) 県立聴覚障害者センター
第2期：令和3年度から令和7年度(5年間)

3 次期指定管理に向けた各施設の取組について

各施設の基本的な業務については、設置・管理条例で定められており、変更は無いが、現指定管理期間中の新たな制度や拡充した取組については、次期指定管理においても、引き続き行うものとする。

なお、[別紙参考]に各施設の現状及び取組の方向性について、第5次障害者プラン(令和6年3月策定)及び公的医療機関等2025プラン(令和5年2月策定)の内容を抜粋。

[現指定管理期間中の新たな制度や拡充した取組]

- (1) 医療的ケア児(者)等の支援・・・対象:医療センター、若草園、若草療育園、わかば療育園

ア 新たな制度等

・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月18日施行)

イ 引き続き担う取組

- ・医ケア児支援法に基づき設置した医療センター内の医療的ケア児支援センターによる市町支援(相談支援体制構築)、個別相談から必要な機関等へのつなぎ、人材育成など、県内における支援機能強化。
- ・医療型障害児入所施設整備事業(R2～R5)による病床の増により、短期入所定員の増など在宅医療的ケア児者やその家族等へのレスパイト支援の強化。

- (2) 高次脳機能障害に係る支援・・・対象:医療センター(高次脳機能センター)、障害者支援施設あけぼの

ア 新たな制度等

・[通知]高次脳機能障害支援養成研修の実施について(令和6年2月19日)

イ 引き続き担う取組

- ・高次脳機能障害に対する知識やスキルを有する高次脳機能センターや障害者支援施設あけぼのの職員が、国主催の指導者研修を受講し、令和6年度から県が実施する高次脳機能障害支援養成研修の講師を務め、県内の障害福祉サービス事業所における専門人材の育成・確保を支援する。

- (3) 視覚障害者・聴覚障害者の支援・・・対象:県立視覚障害者情報センター、県立聴覚障害者センター

ア 新たな制度等

・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年5月25日施行)

イ 引き続き担う取組

- ・障害者基本法や障害者基本計画による情報利用のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実といった各種の取組を各センターで実施しており、引き続き、その取組みの推進を担う。

◆第5次障害者プラン(期間:令和6年度から令和11年度) 抜粋**●県立総合リハビリテーションセンターの診療機能の充実**

[現状]

整形外科を中心とした拠点医療機関として、高い専門性を有する障害者医療を提供し、幅広い分野における障害者支援機能を有する複合施設として、相談支援から診断、治療、リハビリテーション等、様々な医療・福祉サービスの提供を行っています。また、医療技術の進歩等により、今後増加が見込まれる医療的ケア児等を含めた重症心身障害児(者)に対応するため、令和5(2023)年度に、わかば療育園の同センターへの移転や若草園及び若草療育園の改修を行い、在宅支援機能等の拡充を図るとともに、同センター内に医療的ケア児等に係る相談支援や情報発信等の機能を有する県医療的ケア児支援センターを開設しました。

[取組の方向性]

障害者の医療ニーズや支援ニーズ等に対応した機能や役割、社会的使命等を踏まえながら、高度な障害者医療を担う中枢拠点及び幅広い障害者支援機能を有する複合施設として、引き続き、医療・福祉サービスを提供するとともに、県医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児の家族等からの相談に対する支援や、市町が実施する支援のサポート、支援人材の育成等に取り組めます。

●医療と福祉の連携による地域生活への移行支援

[現状]

高次脳機能障害者やその家族に対する医療及び社会復帰支援を充実させるため、県の中核施設である「広島県高次脳機能センター」を運営するとともに、地域において「広島県高次脳機能地域支援センター」を指定し、高次脳機能障害に係る相談対応を行っています。

県立総合リハビリテーションセンターに設置された県の中核施設である広島県高次脳機能センターを中心に、保健・医療・福祉・労働の各分野との連携強化を図りながら、高次脳機能障害者の地域生活や社会への復帰に向けた支援に取り組んでいます。

[取組の方向性]

高次脳機能障害者の地域移行の進捗状況を考慮しながら、県立総合リハビリテーションセンターにおける高次脳機能障害者の地域生活や社会への復帰に向けた支援のあり方について、検討を行います。

●医療的ケア児支援体制の構築

[現状]

医療的ケア児等を含めた重症心身障害児(者)を対象とする県立の医療型障害児入所施設として、東広島市に3施設(わかば療育園、若草園、若草療育園)、福山市に1施設(福山若草園)を設置しています。令和5(2023)年度には、わかば療育園を移転、新築するとともに、若草園及び若草療育園を改修し、在宅支援機能等の拡充を図りました。また、同年度、県立総合リハビリテーションセンター内に、県医療的ケア児支援センターを開設し、医療的ケア児とその家族等からの相談への対応や情報発信等の支援に取り組んでいます。

[取組の方向性]

県医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児とその家族等に対し、関係機関と連携した相談支援や情報発信を行うとともに、地域で医療的ケア児の支援に係る調整等を行う医療的ケア児等コーディネーターや、医療的ケアに対応できる看護職員等を育成するほか、集約した先行事例の共有等を通じ、市町の取組等を支援します。

●情報アクセシビリティの向上

<県立視覚障害者情報センター>

[現状]

県立視覚障害者情報センターでは、視覚障害者情報提供施設として、主に点字刊行物、視覚障害者用の録音図書等の閲覧や貸出し、点字・録音図書の製作、点訳・朗読奉仕員等の養成等を行っており、利用者ニーズの変化に対応し、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の書誌データのダウンロード等、インターネットによる図書利用の促進や、視覚障害者向けのデジタル録音図書である「デイジー図書」等の蔵書の充実を図っています。また、点字によらなければ日常生活上必要な情報が得られにくい重度の視覚障害者に対して、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会において点訳され、送信された最新の新聞情報等を登録者へ提供しています。

[取組の方向性]

県立視覚障害者情報センターにおいては、利用しやすい図書の製作やインターネットを活用した提供を促進するとともに、ICT機器の活用支援の実施による県立図書館等との連携強化によって、視覚による表現の認識に障害のある方々について、特性に応じた読書環境の向上に努めます。併せて、引き続き、点訳・音訳・デイジー編集等を行うボランティアを育成していきます。

<県聴覚障害者センター>

[現状]

県立聴覚障害者センターでは、テレビ番組等に字幕・手話を挿入したビデオカセットテープ・DVDや情報機器の貸出し、手話通訳者の養成、電話リレーサービス等を実施し、聴覚障害者の社会参加を支援するために情報バリアフリー化を推進するとともに、電話リレーサービス等の周知を図っています。

[取組の方向性]

県立聴覚障害者センターにおいては、引き続き、聴覚障害者の障害特性に応じた字幕、筆談、手話言語等、多様なコミュニケーション手段に係る情報の発信や、電話リレーサービス等の周知・相談を実施するとともに、相談事業については、一人一人のニーズに応じた対応の充実を図っていきます。併せて、聴覚障害者の交流や、ボランティア育成、意思疎通支援の提供体制の充実等を進めていきます。

●視覚障害者等の読書環境の整備

<県立視覚障害者情報センター>

[現状]

視覚障害者等が利用しやすい書籍等を製作して所蔵し、「サピエ」に登録するほか、県立図書館へ貸出を行い、県内の公共図書館へ提供しています。

点字による館内案内や対面朗読室の設置等、円滑な利用体制の整備のほか、特別支援学校の新・転任教員に対してセンターの施設見学等を実施し、役割や利用方法について周知を図っています。

また、視覚障害者等向けに、様々な読書媒体や「サピエ」等のインターネットサービスを紹介するとともに、それらを利用するための読書支援機器、パソコン、タブレット端末、スマートフォン等の操作方法に関する研修を行っているほか、サービスの利用方法に関する相談対応や習得支援等、情報入手に関する支援を実施しています。

点訳・音訳奉仕員養成講座を開催し、点訳や音訳、利用しやすい書籍等の製作に携わるボランティアの育成に取り組むとともに、公共図書館に音訳指導員を派遣し、ボランティアに対する音訳技術の指導を行っています。

[取組の方向性]

引き続き、操作方法等に関する研修を実施するほか、ITサポートセンターと連携したセミナーの開催等を通じて、操作方法や利用方法等の周知を図るとともに、特別支援学校等と連携し、学校在籍中に「サピエ」の会員登録を促す等、「サピエ」の普及促進に向けた取組を検討していきます。

また、引き続き、点訳・音訳奉仕員養成講座を開催し、ボランティアを養成するとともに、点訳・音訳や書籍作成技術の向上に向けたスキルアップ講座を実施することにより、利用しやすい書籍等の製作に携わるボランティアの資質向上に取り組んでいきます。

●意思疎通支援の充実

[現状]

視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者の意思疎通や移動を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣や失語症者に対する意思疎通支援者の養成を行っています。

緊急時において、市町でタブレット端末等のICT機器を用いた意思疎通支援が実施できない状況となった場合、県からタブレット端末の貸出や意思疎通支援者の派遣を行うバックアップ体制を構築しています。

[取組の方向性]

盲ろう・失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮した支援を実施するため、必要となる意思疎通支援者を養成することにより、支援体制の整備に取り組めます。

ICT機器を用いた意思疎通支援に係る情報提供等を行い、緊急時においても意思疎通支援の提供体制が確保できるよう、取り組んでいきます。

広島中央地域医療構想調整会議地域医療構想資料 抜粋

●施設の現状

広島県立障害者リハビリテーションセンターは、相談から診断・治療・訓練・評価・スポーツ・文化活動に至るまで幅広い分野における一貫した支援機能を有する総合型施設として、乳幼児から成人までの障害者(児)全般に対する様々な医療・福祉サービスを有機的に提供することを目的としている。また、県内の関係機関や施設等と連携を図りながら、障害者(児)福祉の向上を推進する中核施設として、県民の要望に応えようとするものである。

●施設の特徴

ア 入院

当センターは、次の5病棟、計280床を有する病院である。

医療センター1 病棟	急性期	60 床
医療センター2 病棟	回復期	60 床
医療センター3 病棟(高次脳機能センター)	回復期	40 床
若草園病棟(医療型障害児入所施設 肢体不自由児)	回復期	60 床
若草療育園(医療型障害児入所施設 重心児)	回復期	60 床

・医療センター1病棟

主に整形外科・泌尿器科の手術の患者を対象としている。

・医療センター2病棟

障害者施設入院基本料を算定し、進行性疾患・整形外科術後リハビリテーションに対応した専門的な看護を行い、主な入院患者は、脳性麻痺・神経難病・整形外科疾患である。

・医療センター3病棟(高次脳機能センター)

障害者施設入院基本料を算定し、高次脳機能障害の特性である記憶障害、注意障害、遂行機能障害・社会的行動障害に対し、診断、治療、リハビリテーション、社会復帰までの一貫した支援体制を整備した「広島県高次脳機能センター」を兼ねた病棟である。また、家庭復帰のほか、障害者支援施設等との連携も行っている。

・若草園病棟(医療型障害児入所施設(肢体不自由児))

肢体に障害のある主として18歳未満の児を対象に、脳性麻痺等の麻痺疾患を中心に先天性股関節脱臼などの骨系統疾患、脊椎側弯症等多岐にわたる疾患に対し、手術療法、保存的療法、装具療法、リハビリテーションを組み合わせ、整形外科医、小児科医、泌尿器科医、歯科医が連携をもったチーム医療を行う病棟である。

空床を利用した医療型短期入所による在宅支援の体制も整備している。

また、県内唯一の施設として、低年齢で機能訓練等療育の克服意欲を助長させるため、保護者との入園(親子入園)の機能も併せ持っている。

・若草療育園病棟(医療型障害児入所施設(重症心身障害児))

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する重症心身障害児(者)を対象に、健康管理に留意し、医療、リハビリテーション、日常生活の支援など総合的な療育を行う病棟である。

また、医療型短期入所も併設し、在宅で生活している障害者の家族等介護者のレスパイト等の利用を受け入れている。

イ 外来等

外来診療において、脳血管障害・脳外傷後遺症による片麻痺、脊髄障害、脊髄損傷、脳性麻痺、その他の神経筋疾患など、リハビリテーションが必要になる疾患はもちろんのこと、整形外科全般にわたり診断治療

が可能となる体制をとり診療にあたっている。

泌尿器科外来は、施設特殊性から排尿機能障害を中心としたものであり、神経因性膀胱が4割を占めている。

障害者歯科診療については、障害者の割合が8割を占めている。治療並びに口腔ケア、口腔衛生指導等及び手術対象の患者に対しては周術期の口腔管理を行っている。

●地域において今後担うべき役割

公的病院、また地域の中核病院としての責務を果たし、障害児(者)等の社会復帰を促進する。

医療センターは、変形性関節症・外傷等を中心とした手術件数の増加に対応し、運動機能の改善、残存能力向上を図りながら早期の社会復帰を目指す。

高次脳機能センターは、県内の高次脳機能障害者の医療・福祉の向上を図る。

若草園及び若草療育園は、圏域を中心に県内の中枢拠点としての役割を担う必要がある。

若草園においては、必要な治療及び訓練等を行うとともに、一人一人の自主性や個性を尊重した療育を行い、手術目的等の短期の入園児に対しては他機関との連携を密にし、早期の社会復帰を目的とした処遇に努める。

若草療育園においては、入園及び在宅の重症心身障害児(者)に対して、個々のニーズに対応した療育を行う。

●今後持つべき病床機能

急性期 60床(医療センター1病棟)

回復期 60床(医療センター2病棟)

回復期 40床(医療センター3病棟(高次脳機能センター))

回復期 60床(若草園病棟[機能強化による増床+5床])

慢性期 60床(若草療育園病棟)

慢性期 0床→60床(わかば療育園分[移転統合+55床、機能強化による増床+5床])

合 計 280床→340床

医療センター1病棟は年々救急での受入患者が増えており、手術件数も増えてきている。人工関節手術、脊椎・腰椎手術により平均在院日数が21日を超えることがあるため、現状で地域一般入院料1を算定しているが、急性期一般入院料を目指しており、病床数も維持することとしている。

成人の脳性麻痺患者や神経難病患者の訓練病棟である医療センター2病棟、高次脳機能障害の訓練を行う医療センター3病棟については、将来的に回復期病床が不足することを考慮し、病床数を当面維持することとしている。

若草園病棟は、重症心身障害児の増加に伴い、疾患の重度重複化も有する様々な障害児の術後訓練・発達訓練等に対応し、早期の社会復帰を行う回復期病床として入所定員数を5床増床し、1病棟60床としての体制を整えた。

移転統合する医療型障害児入所施設(重症心身障害児)わかば療育園(慢性期病床55床)についても、施設入所定員数を5床増床し、1病棟60床として、入所待機者等の在宅障害児者の入所ニーズへ対応するとともに、在宅で生活している障害者の家族等介護者のレスパイト機能等の充実を図る。